

「フルベンジアミド」及び「シロマジン」の食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく、食品中の残留基準設定に係る食品健康影響評価について

1．経緯

平成17年3月17日付けで農林水産省から、農薬取締法に基づく登録に係る申請があった旨の連絡のあった「フルベンジアミド」及び「シロマジン」について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2．各品目の概要

（1）フルベンジアミド

本薬は、新規に開発された殺虫剤であり、今回、だいず、キャベツ、もも、茶等への適用が申請されている。

FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。また、欧米等の主要国には登録申請はなされていない。

（2）シロマジン

本薬は、殺虫剤であり、2005年1月現在、トマト、なす、しゅんぎく等に登録があり、小豆類、はくさい、いちご等に残留農薬基準が設定されている。今回新たに、ミニトマト、メロン、チンゲンサイへの適用拡大が申請されている。

1990年にFAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）における毒性評価が行われ、ADI が設定されるとともに、きゅうり、レタス、卵等に国際基準が設定されている。諸外国においては、米国、ヨーロッパ諸国、カナダ等において登録されている。

3．今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において「フルベンジアミド」及び「シロマジン」の2品目の食品中の残留基準設定について検討する。

資料 1 - 1